

質問回答

2015年5月27日

「エチオピア国アディスアベバ市道路維持管理能力向上プロジェクト」

(公示日:2015年5月13日 / 公示番号:150305)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	● 業務指示書別紙 P.3 「4. 業務の範囲」 ほか	<u>業務範囲について</u> 配布資料である詳細計画策定調査結果には本業務は舗装に限定されるとありますが、業務指示書では不明確と思われます。舗装限定と考えるとよろしいでしょうか。	ご理解の通り、まずは舗装に限定し、必要に応じて対象を広げる想定であります。やや分かりにくいですが、R/D の「Appendix 2」IV にも“The road inventory (database) which is developed and updated in the Project will start with paved trunk roads...”と明記されており、業務指示書の内容もこれに従うこととなります。
2	● 業務指示書別紙 P.4 「5. 業務の実施方針及び留意事項」(5)世界銀行(世銀)等の他ドナーとの関係について	<u>他ドナーとの関係について</u> 世銀、ERA、RFA 等他のドナーと積極的な情報交換を行うとありますが、本件に関して AACRA の了解を得ていると理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通り、AACRA の了解は得ております。
3	● 業務指示書別紙 P.7 「5. 業務の実施方針及び留意事項」(16)本邦研修について ほか	<u>第三国研修について</u> 業務指示書では、本邦研修の実施(研修実施にかかる部分の積算)について記載されておりますが、第三国研修の実施を提案した場合、見積金額は本見積りに含めることになるのでしょうか。また第三国研修の場合の C/P の航空賃は見積金額に含めることとなりますでしょうか。	業務指示書別紙 P.7(16)に記載の通り、日本で活用されている機材やシステムについての知見を得るという趣旨から、JICAとしては本邦研修による実施が望ましいと認識しております。一方、より効果的な研修とするために第三国研修をご提案される場合は、C/P の航空賃を含め第三国研修にかかる費用は全て見積書に含めてください。

4	<ul style="list-style-type: none"> ● 同上 	<p><u>本邦研修の費用について</u> 本邦研修は「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン」に従って、受け入れ、研修監理に係る費用は積算しませんが、実際の研修時に状況の変化でコンサルタントが交通費・宿泊費等を負担した場合、契約金額変更の対象になりますでしょうか。</p>	<p>交通費・宿泊費等の負担は生じない方向で進めていますが、万が一コンサルタント負担となった場合は、ご理解の通り契約変更により対応することになります。</p>
5	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務指示書別紙 P.10 「6.業務の内容」(3)JCC 及び TAC の開催 ほか 	<p><u>JCC や TAC にかかる費用について</u> 業務指示書で実施を義務付けられている JCC、TAC、AACRA との主要部署との定例会議及び道路維持管理に関する研修はすべて AACRA 内部の施設で実施されるものとしコンサルタントには経費の負担が無いとしてよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解の通り、AACRA 内部の施設で実施することを想定しておりますので、プロポーザル段階での見積書への会場費の計上は必要ございません。</p>
6	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務指示書別紙 P.10 「6.業務の内容」(16)パイロット事業の選定 ほか 	<p><u>パイロット事業の選定について</u> 業務指示書 別紙 P.10, 6.業務の内容(16)パイロット事業の選定では、「(14)で策定された中長期道路維持管理計画からパイロット事業を選定する。」と記載されております。一方、R/D では、パイロット事業は(15)で策定される年次道路維持管理計画から選定されることになっております。 パイロット事業の選定は、R/D の内容に従うという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解の通り、R/D 及び詳細計画策定調査報告書(案)記載の年次道路維持管理計画から選定となります。大変失礼いたしました。</p>
7	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務指示書別紙 P.10 「6.業務の内容」(21)パイロット事業に係るセミナーの実施 	<p>プロジェクトの終了近くで実施するセミナーに招待する出席者の交通費、日当・宿泊費はコンサルタントの経費に含まないとしてよろしいでしょうか。</p>	<p>現段階では日当・宿泊費の取り扱いについては未定ですので、プロポーザル段階での見積書への計上は必要ございません。</p>

8	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務指示書別紙 P.11 「7. 成果品等」(1) 報告書等 ほか 	<p><u>Monitoring Sheet の提出時期について</u></p> <p>業務指示書別紙 P.11, (1)報告書等の表及び別紙 P.13, 1. 業務工程計画では、Monitoring Sheet は、2015 年 7 月上旬を目途に Ver.1 の提出、その後 6 か月おきに Monitoring Sheet を作成・提出し、Monitoring Sheet 最後の Ver.6 の提出は、2018 年 1 月上旬(プロジェクト終了の 6 か月前)、事業完了報告書はプロジェクト完了時の 2018 年 6 月上旬と記載されております。</p> <p>一方、配布資料である R/D の Annex2:Draft Plan of Operations(PO)では、Monitoring Sheet の提出は、プロジェクト開始後 6 か月目が最初の Monitoring Sheet (Ver.1)の提出時期、その後 6 か月ごとに提出し、6 回目の Monitoring Sheet はプロジェクト最後(プロジェクト開始から 36 か月後)に提出となっております。</p> <p>Monitoring Sheet の提出時期は、業務指示書通りで、R/D を変更するという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解の通り、業務指示書のスケジュールが正しいものとなります。大変失礼いたしました。</p>
9	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務指示書別紙 P.11 「7. 成果品等」(2)技術協力成果品 	<p><u>技術協力成果品の提出部数について</u></p> <p>技術協力成果品は、事業完了報告書に添付して提出することとすると記載されておりますが、事業完了報告書(英文 10 部)及び和文サマリー 5 部にそれぞれ添付することになりますでしょうか。</p>	<p>ご理解の通り、事業完了報告書(英文 10 部)及び和文サマリー 5 部それぞれ添付をお願いいたします。</p>

10	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務指示書別紙 P.14 「6. 現地再委託」 	<p><u>現地再委託について</u></p> <p>現地再委託が禁止されていますが、維持管理システムにおいて、現地再委託による地理情報入力その他現場情報取得なども禁止されますでしょうか。</p>	<p>『コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン』には、「現地再委託費の対象業務については、受注者は発注者である JICA と契約交渉において、協議・確認」と記載されていることから、現地再委託による実施の提案を妨げるものではありません。ただし、JICAとしては本プロジェクトで現地再委託により実施する業務は想定しないことから、プロポーザルでは提案の妥当性等について厳しく審査することになります。</p>
11	<ul style="list-style-type: none"> ● 配布資料 R/D 「PDM」 	<p>配布資料の R/D に添付されている PDM の Overall Goal の Objectively Verifiable Indicators の「1. The percentage of road roughness in Addis Ababa City is retained at less than XX%。」は「設定したラフネスの目標値を道路の XX%が下回る」という意味でしょうか。</p>	<p>当該箇所は「アディスアベバ市における道路ラフネスの割合が XX% 以下に維持される。」という意味となります。</p>

以上